

中澤ゼミ

電子書籍のためのオンライン流通システムの提案

～「紙の本」から「電子の本」へ～

A1200205 小野理恵

1 はじめに

現在は、テレビゲームやビデオ 映画などの映像，視覚的な娯楽が主流となった事，また，情報のデジタル化やインターネットの普及によって，情報通信にスピードや手軽さが求められる事など，様々な要因で人々の活字離れや紙媒体の衰退が進み，出版業界は不況の最中にある[1]．

そこで，この状況を改善すべく，近年になって爆発的に普及した携帯電話やパソコンなどの電子情報端末機を利用し，書籍を流通させる新しい流れが形成されつつある[2]．そして，それは身近な電子情報端末機を利用するため，読書離れした世代を再び呼び戻し，さらに新たな顧客層を得る事が期待できる．本研究では，この電子書籍を利用し，読者と著者の両者にとってより良い書籍流通システムの構築を目指す．

2 現在の書籍流通システムの仕組み

2.1 印刷書籍流通システム

現在，印刷書籍の流通は『著者 出版社 取次店 書店 読者』という流れで行われている．取次店が多くの出版社の本を一挙に配送する事で，配送コストを抑える事が可能である．つまり，出版社自身が自社の本だけを配送するコストよりも，配送委託料を払って取次店に任せた方が出版者自身のコスト削減になる．返品についても同様の事が言える．さらに取次店は，様々な出版社の流通に関わる事で，どのような種類の本がどの程度どの地域で売れるのかというノウハウを蓄積できる．しかし，実際の売れ行きを予測するのは一般的に困難であり，この機能はあくまでも流通過程の補足的機能である．

2.1.1 再販制・委託販売制 [3]

本来独占禁止法では，再販売価格維持行為を禁止しているが，書籍や音楽用CD，新聞などの文化色の高い製品については，禁止対象から除外されており，再販売時に定価を維持して販売してもかまわないとされている．これが再販売価格維持契約制度(再販制)である．

委託販売制とは，出版社が本を作り，全国の書店に販売を委託しているという事である．書店には，取次店を通して売れ残った書籍を出版社に返せる権利がある．ただし，初版本は原則的に委託されてから 3 カ月

間は返品不可となっている．この事により，書籍を買い取らなくて良いため書店のリスクは軽減されるが，全く売れないものも 3 カ月は保管せねばならず，双方にそれなりの痛みがある制度である．

2.1.2 印刷書籍流通システムの問題点

印刷書籍流通システムにおける読者側からの問題点としては，以下のような事が挙げられる．

1. 著者から読者に書籍が届くまでの時間が長い
2. 関係業者の収益分，書籍価格が上昇する
3. 再販制による価格決定権の出版社への集中
4. 絶版や品切れにより，欲しい商品が手に入らない場合がある
5. 書店にある書籍の中から目的の書籍を見つけるのが困難

以上のような問題点は，再販制と委託販売制によって，出版社主体で流通システムが構築されているためだと思われる．

次に，著者側からの問題を以下に示す．

1. 著者への配分である印税(収入)は単価×出版部数の約 10%であり，書籍売上の多くは出版社などの業者に配分される
2. 自分と他人(編集者)の意思疎通の問題，表現における意思にギャップが生じる
3. 無名の者には出版しにくい環境である

現在，出版社・取次店・書店の三業者は，出版物の収益のみに完全に依存している．そのため，三業者は売上重視の体質となり，上記のような問題を生む土壌を作ってしまった．このような現在の流通システムは，出版社の意向に添った利益を生む書籍のみが優遇され，著者が本当に作りたいと考えている作品を手掛けにくい環境となっている．これは著者の自由な表現を束縛している事に他ならない．

2.2 電子書籍流通システム

現在，印刷書籍市場と比較すれば，その市場規模は小さいものの，電子書籍も流通している．その流通システムは『著者 出版社 電子書籍販売サイト 読者』となっている．“電子書籍”とは，電子情報端末機での読書を前提とした，電子データを媒体とする書籍である．そして，この電子書籍を取り扱っている Web サイトが“電子書籍販売サイト”である．読者は書籍データ

中澤ゼミ

そのものではなく、電子書籍を読む権利を購入するのである。電子書籍流通システムは、書籍を電子データという媒体を用いて流通させるので、絶版や品切れによる売り逃しを回避できる。また、印刷書籍という物体として存在するためにかかっていた配送費や紙資源などの物理的コストの削減が可能である。しかし、電子書籍流通システムも出版社が主体となっているため、印刷書籍流通システムの主に著者側の問題を引きずっていると見える。その点で、現時点では完全な代替システムではないと言える。

3 電子書籍販売サイト [4][5][6][7]

3.1 手続きと機能の現状

電子書籍を購入するには、まず名前、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、利用環境などの個人情報を入力し、会員登録をする。その際、ID とパスワードが発行され、サイト側はそれらによって個人情報管理を行っている。

決済方法としては、クレジットカード決済とプロバイダー決済¹が主流で、携帯電話の場合は通信料に含まれる事が多い。クレジットカードの明細書には、販売サイト名のみが記され、商品名を非表示にする事で、プライバシーの保護を図っている。

また、ダウンロードに失敗した場合には再ダウンロードが可能で、その有効期間は一週間程度である。その際、電子書籍への課金は発生しないが、通信料は購入者の負担となる。特定ページ範囲内の立ち読みも可能だが、用語集や実用書などに関しては、この限りではない。

3.2 現時点での問題点

購入するには個人情報を入力する必要がある、個人データの流出や盗聴の危険性がある。また、決済方法にクレジットカードを用いると、カード番号を入力しなければならない。そのため、読者はセキュリティに関する不安を抱える事になる。

決済方法については、販売者側と購入者側の間にクレジットカード会社、プロバイダーなどの通信事業者といった第三者の支払代替業者が介入するため、スムーズな決済方法とは言い難い。これは、現段階ではWeb 上の取引において、直接交換可能な貨幣価値を有するものが存在しないために生じる。

また、ファイル形式については、読書専用端末機ではなく、電子情報端末機を利用しているため、その機

器やその中の機種によって、対応するソフトウェアが異なる。それゆえ、多様なファイル形式が存在し、それぞれに対応するソフトウェアが必要となる。

電子書籍の発刊点数も問題である。現在、電子書籍の多くは新刊である。新刊については、印刷書籍を作るとともに電子書籍として商品化する事も可能である。しかし、過去の作品は印刷書籍であり、莫大な数の書籍が存在するため、容易に電子化が進まない。出版社において、新刊とともに過去の作品の電子化を進める動きもあるが、まだまだ電子書籍としての発刊数は少ない。つまり、ある作品が欲しいが、電子書籍化されていないために入手できないという状況が起きている。

4 新オンライン流通システム

本研究が提案する流通システムは『著者 電子書籍販売サイト 読者』という流れで、書籍の執筆から販売までのすべてのやりとりを、ネットワークを介して行うものである。なお、このシステムでは電子マネーの普及と不正コピー防止可能な電子書籍ファイル形式の規格統一が成されている事を前提とする。

4.1 新流通システムにおける出版と読書

流通システムの仕組みは図2のように表す事ができる。著者は、まず販売サイトの作品登録ページに個人情報を入力する。さらに、簡単な内容紹介文や出版時の名前などの出版情報を決定し、原稿を電子データの形態で送信する。その際、販売サイトに登録料として、電子書籍としての商品化や Web 空間の提供、著作権管理における費用を徴収する。登録料に関しては、作品のデータサイズで格差を設ける事により、作品掲載管理費用と見合う料金を徴収する。また、一年ごとに登録更新を行い、登録取り消しを申請しない場合に限り自動的に更新する。その際の更新料をサイトの維持管理費に充てる。

この登録は、Web 上に作品を掲載できるという権利のみで、その内容について読者に対するサイト側の保

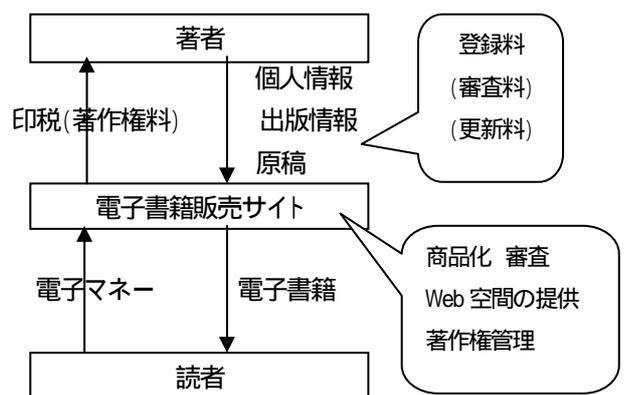


図1:新流通システムの仕組み

¹ プロバイダー決済:自身の契約プロバイダーの利用料と併せて、販売サイトでの買物の送料が請求される仕組み。

中澤ゼミ

証はない。すべての作品をチェックし、保証する事は現実的に困難であり、その費用の分、書籍価格が全体的に上昇してしまう。そこで、希望者には審査料として別途料金を課し、作品の内容をチェックし、内容をサイト側が保証するという機能を付加する。この内容保証は、書籍としての情報、内容が書かれているという事の証明である。内容の善し悪しはともかく、詐欺となるような内容は書かれていないという事である。サイト側のお墨付き的なものを書籍に与える事で、読者はそれを一つの目安として、書籍を選択する事が可能となり、安心して購入できる。

また、販売サイトから著者への支払いは、書籍の販売額全額であり、純粋に著者が自身の書籍で収入を得る事を可能とする。サイトは、著者からの登録料と審査料で利益を得る。読者は情報に対してのみ純粋に料金を支払うのである。さらに電子書籍では、商品の劣化が生じないため、中古という概念が存在しない。このため、安い新品同様の中古本によって、新刊の売上が鈍るという印刷書籍のような問題は生じない。

4.1.1 電子書籍販売サイトの責任と義務

書籍を提供する役割を持つ販売サイトは、読者に対して書籍の原本性などの保証を請け負わなくてはならない。さらに、違法な書籍や詐欺行為を発見した場合には、その書籍の削除義務を負う事となる。著者に対して責任を問う必要が出てくるため、登録に際しては身分証明書などを用い、著者個人を特定可能な状態にしなくてはならない。そうでなければ、違法な作品や行為、トラブルが生じた場合に著者に責任を求める事が困難となる。

著者は自身の書籍に責任を負い、販売サイトは著作権管理の義務を負う。ただ、原本性保証、販売促進活動などといったものに関しては、莫大な書籍数を扱う事となり、とても管理しきれない。そのため、審査を受けたものに関してのみ販売サイトが責任を負う事とする。ただし、違法なものや人権侵害に該当するような作品の削除義務に関しては、全作品に対して販売サイトが請け負う。

4.1.2 電子書籍販売サイトの諸機能

本流通システムにおける電子書籍販売サイトでは、図3のように、販売サイト内に登録のみの(内容を保証しない)作品のページと、審査を受けた(内容を保証する)作品のページ、二つのコーナーを設ける。これは、検索対象範囲の絞り込みにこの分類を利用する事により、検索効率を高める事が目的である。さらに、作品に対する読者評価を設ける事で、書籍選択の目安に

なるであろう。

書籍の価格については、登録のみのコーナーはサイトが価格を決定し、一律価格または無料とする。審査済みのコーナーでは、著者が価格を決定する事を認める。登録のみの作品において、サイト側が価格を決定する理由は、内容をチェックしていない作品のため、不当な情報による詐欺などの行為を抑制するためである。

立ち読み機能に関しては、小説や漫画についてのみ、特定のページを閲覧できるようにする。辞書や用語集については1ページまたは、1項目に対して課金をする。これによって、読者は必要な部分のみを購入でき、無駄な出費をしなくて済む。また、立ち読みによる著者の経済的な損失を防ぐ事も可能となる。

書籍中のグラフやデータなどをプレゼンテーションや論文に引用するといった二次的な利用については、書籍ごとのIDとパスワードの発行により対応する。二次利用したい書籍のIDとパスワードを専用画面にて入力し、照合する事で読者の利用を可能とする。取り扱うものはデータのみであり、データに関する説明は書籍内に書かれている。ただし、二次利用のためには書籍の購入が必須条件となるような仕組みでなくてはならない。

図書館など、複数の人が一つの書籍を読む場合には、SDカード²による貸し出しが、あるいは、団体専用ページを設け、団体単位でID・パスワード管理をする。機関の書籍を借りて読むには、専用ページに行き、団体IDとパスワードを入力する。その機関が購入した書籍のみを読める仕組みとする。

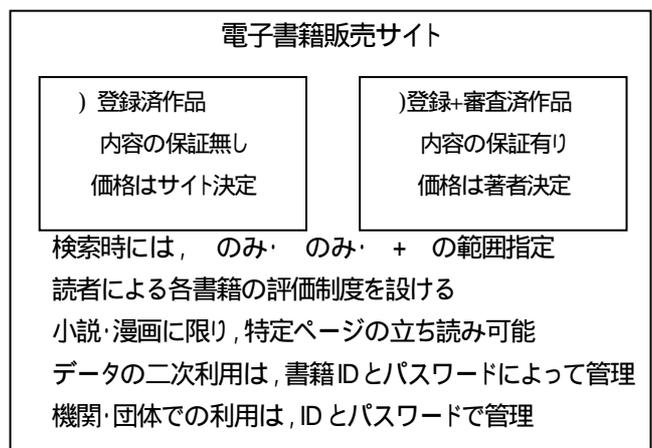


図2: 電子書籍販売サイトの形態

² SD カード: ほぼ切手大のカード型記憶媒体で大容量、高性能、高度な著作権保護を実現し、次世代の記憶媒体として期待が寄せられている。

中澤ゼミ

4.2 既存の電子書籍流通システムとの違い

既存の電子書籍流通システムは、作品の製本化についての判断を出版社が行っているため、出版社主体の色が濃い。一方、本システムでは作品の出版に関する判断が著者に委ねられているのが大きな特徴である。その判断に基づいて、販売サイトが原稿を書籍という商品に変えるのである。つまり、より自由な出版環境を実現しようとするものである。その結果、より多くの作品、情報を読者の元に届ける事が可能となる。

5 おわりに

これまでの流通システムにおいては、書籍化の費用と書籍販売による収入のバランスが取れておらず、著者はよほど冊数が売れない限り、利益を得る事は難しかった。しかし、本システムでは書籍の売上がすべて著者の手に渡る。商品化や管理費用は事前に支払うが、書籍内の情報に対する収益は、すべて著者のものとなる。つまり、著作権における経済面での権利を尊重したシステムと言える。そして、Web空間の利用により、読者側から生産者側にコンタクトを取りやすいシステムとなる。さらに、電子データを媒体とするため、加筆や改訂が容易にできる点でも、読者や著者の要望、意見を反映させやすい。

次いで、書籍価格の決定権が販売サイトから、著者側に移管した事も大きな特徴である。販売サイトの役割は、著者から書籍データを受け取り、商品化し、読者に販売する事である。このシステムでは、著者自身が著作物に見合う価格、あるいは読者の購買欲求と合致する価格をつける必要がある。つまり、著者と読者が直接、商取引をしているに等しい。これは再販制の崩壊を意味する。再販制は、出版社から取次店が書籍を買い、書店に委託し、読者へ販売するという流通の過程において、一定価格での販売を可能とする制度である。しかし、本流通システムにおいては、著者と読者が直結しており、第三者が商品を買ひ、読者に再販するという行為は起こらないのである。再販制の崩壊により、各書籍は価格競争下に置かれ、需要と供給のバランスによって価格が決定する。つまり、価格が純粋に情報の価値を表すようになる。

また、印刷書籍の取り扱いについては、著者が希望した場合のみ書店での販売も認めるものとする。書店には、SDカードに電子書籍をダウンロードする機器を設置し、読者が書籍の形態を選択できるようサービスの拡充を図る。その場合の印刷書籍の価格については、再販制の崩壊により、店舗ごとに異なってくる。制度の保護下で利益を得てきた業者が自助努力する事

になるためである。書店は仕入価格と販売価格の差額により、利益を得る事となる。そのため、より安価に入手可能な流通経路を自身で探さなくてはならない。つまり、独自の経営力が問われるようになる。そして、それは店舗ごとに著者と話し合い、独自の価格設定を行うという事である。

電子書籍として販売するには、著者の登録が前提条件であり、著者が登録を取り消した場合には、その作品は絶版という形になってしまう可能性がある。実質的に中古本販売が不可能なこのシステムでは、二度と書籍を入手する事ができなくなってしまう可能性がある。また、本システムを構築し、実際に運営するためには、電子書籍自体に関する事、環境整備や法的な面、雇用など、様々な面で問題が出現し変化が求められる。しかし、出版業界や教育機関などがいかなる方法によっても食い止める事ができなかった若年層の読書離れを解決できる可能性があると確信する。さらに、これまで目を向けられなかった著者側の問題についても前述したように解決可能なシステムであると考える。

参考文献

- [1] http://www.meti.go.jp/policy/media_contents/, コンテンツ産業政策 - 経済産業省, 経済産業省
- [2] <http://www.renya.com/textware/textware.htm>, renya.com「電子書籍という潮流」, renya.com
- [3] <http://www.paostyle.tv/index.html>, ウェブデザインとエディトリアル・本の作り方, Pao Style TV
- [4] <http://www.papy.co.jp/>, 電子書店パピレス, 電子書店パピレス
- [5] <http://pdabook.jp/pdabook/>, PDABOOK .JP, PDABOOK .JP
- [6] http://www.nttdocomo.co.jp/p_s/mstage/book/, M_stage book, M_stage book
- [7] <http://www.ftm.co.jp/bunko/>, 原稿エディタ北沢文庫(縦書閲覧書庫), 有限会社ふたみ
- [8] “Cover Story 第1部<端末>「電子の本」の普及の扉 ケイタイと電子辞書が開く”, NIKKEI ELECTRONICS, 2003.7.21, pp.104-113, 2003年7月.
- [9] “『電子書籍ビジネス調査報告書 2003』を読み解く”, INTERNET magazine, 2003.10月号, pp.124-127, 2003年10月.
- [10] <http://www.bunka.go.jp/8/VIII.html>, 著作権 - 新たな文化のパスワード~, 文化庁
- [11] <http://premium.nikkeibp.co.jp/ebook/>, Biz Tech Special「電子ペーパー/電子書籍」, ルネサンス, 日経BP社
- [12] <http://www.jepa.or.jp/>, 日本の電子出版, 日本電子出版協会(JEPA)
- [13] <http://matsushita.co.jp/>, Panasonic ideas for life, 松下電器産業株式会社